

改正案	現行
<p>(親会社等となる者) 第三十三条 (略)</p> <p>2 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下この項において「譲渡会社等」という。)から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条、第二百三十三条及び第二百五条の七第二項第二号において同じ。)に該当しないものと推定する。</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p>	<p>(親会社等となる者) 第三十三条 (略)</p> <p>2 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下この項において「譲渡会社等」という。)から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条及び第二百五条の七第二項第二号において同じ。)に該当しないものと推定する。</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p>

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ヘ (略)

ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号及び第二百三十三条第十項において同じ。）に係る権利

三 (略)

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜二十一の四 (略)

二十一の五 非清算店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ヘ (略)

ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号において同じ。）に係る権利

三 (略)

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜二十一の四 (略)

（新設）

に基づく債務を負担するもの以外のものをいう。以下この号、次号、第八項及び第十項において同じ。）に係る証拠金（非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に依じて、非清算店頭デリバティブ取引の相手方から貸付又は預託（以下この号、次号及び第八項において「預託等」という。）されるものに限る。以下この号において同じ。）に関して次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 毎日、非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額を算出すること。

ロ イの規定により算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額から、当該相手方から預託等を受けている証拠金の時価の合計額を控除してなお残額があるときに、直ちに、当該相手方に対して当該残額に相当する証拠金の預託等を求めること。ただし、当該残額が証拠金の預託等を要しない額として当事者があらかじめ定めた額（七千万円以下の額に限る。）以下であるときは、この限りでない。

ハ ロの規定により証拠金の預託等を求めた後、遅滞なく、当該証拠金（当該証拠金の額と当該証拠金に相当する額として当該相手方が算出した額とが異なるときは、当事者があらかじめ約した方法により算出した額に相当する証拠金）の預託等を受けらるること。

ニ 信託勘定に属するものとして経理される非清算店頭デリバティブ取引について、信託財産ごとに、イからハまでに掲げる措

置を講じること。

二十一の六 非清算店頭デリバティブ取引（通貨に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は通貨を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号及び第十項において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等されるものに限る。以下この号及び第十項において同じ。）に関して次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引を行ったとき、非清算店頭デリバティブ取引が終了したときその他非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更があったときに、非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、次に掲げる方法のいずれかにより潜在的損失等見積額を算出すること。

(1) 当該相手方との間で締結している一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下(1)、第四百四十条の三第二項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。）の約定又はこれに類する約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下(1)、第四百四十条の三第二項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。）に係る基本契約ごと（一括清算の約定又はこれに類する

（新設）

- 約定をした基本契約書に基づかないで行っている非清算店頭デリバティブ取引については、非清算店頭デリバティブ取引(ごと)に、非清算店頭デリバティブ取引の想定元本額に次に掲げる取引の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額を合計して得た額(以下(1)において「基準額」という。)
- ( )に百分の四十を乗じて得た額と、基準額に百分の六十を乗じて得た額に非清算店頭デリバティブ取引の時価の純合計額を非清算店頭デリバティブ取引の時価(当該時価が零を下回る場合には、零とする。)の合計額で除して得た数値を乗じて得た額との合計額を算出し、当該合計額を合計する方法
- (i) 価格の主要な変動の要因が信用状態の変化であつて残存期間が二年以下の取引 百分の二
- (ii) 価格の主要な変動の要因が信用状態の変化であつて残存期間が二年を超え五年以下の取引 百分の五
- (iii) 価格の主要な変動の要因が信用状態の変化であつて残存期間が五年を超える取引 百分の十
- (iv) 価格の主要な変動の要因が商品その他これに類するものの価格の変動である取引 百分の十五
- (v) 価格の主要な変動の要因が株式その他これに類するものの価格の変動である取引 百分の十五
- (vi) 価格の主要な変動の要因が外国為替相場の変動である取引 百分の六
- (vii) 価格の主要な変動の要因が金利の変動であつて残存期間

- が二年以下の取引 百分の一
- (viii) 価格の主要な変動の要因が金利の変動であつて残存期間が二年を超え五年以下の取引 百分の二
- (ix) 価格の主要な変動の要因が金利の変動であつて残存期間が五年を超える取引 百分の四
- (x) (i)から(ix)まで以外の取引 百分の十五
- (2) 金融庁長官が定める基準を満たす定量的計算モデルとしてあらかじめ金融庁長官に届け出られたものを用いる方法
- ロ イの規定により算出した潜在的損失等見積額から、当該相手方から預託等を受けている証拠金の時価の合計額（潜在的損失等見積額から控除することができる額として当事者があらかじめ定めた額（金融商品取引業者等並びにその親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この号、第九項第三号及び第十項並びに第二百二十五条の七第二項第二号において同じ。））、子会社等及び親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。））について合計して七十億円以下の額に限る。）があるときは、当該額を当該証拠金の時価の合計額に加えた額）を控除してなお残額があるときは、当該相手方に対して、当該残額に相当する証拠金の預託等を求めること。ただし、当該残額が証拠金の預託等を要しない額として当事者があらかじめ定めた額（七千万円以下の額に限る。）以下であるときは、この限りでない。
- ハ ロの規定により証拠金の預託等を求めた後、遅滞なく、当該

証拠金の預託等を受けること。

ニ ハの規定により預託等を受けた証拠金を、当該相手方が非清算店頭デリバティブ取引に係る債務を履行しないときに遅滞なく利用することができ、かつ、当該証拠金の預託等を受けた金融商品取引業者等に一括清算事由（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第四項に規定する一括清算事由をいう。第四百十条の三第二項及び第四百四十三条の三第二項において同じ。）又はこれに類する事由が生じた場合に当該相手方に当該証拠金が返還されるよう、信託の設定その他の方法により管理すること。

ホ ハの規定により預託等を受けた証拠金を担保に供し、又は貸し付けないこと。

ヘ 信託勘定に属するものとして経理される非清算店頭デリバティブ取引について、信託財産ごとに、イからホまでに掲げる措置を講じること。

二十二～二十九（略）

2～6（略）

7 第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の証拠金は、金融庁長官が定める資産をもって充てることができる。

8 金融商品取引業者等が預託等を受けべき証拠金の全部又は一部が前項の規定により資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、当該資産の時価から当該時価に資産に係る割合として金融庁長官が定める割合（当該時価に乗じる割合の計算方法について金

二十二～二十九（略）

2～6（略）

（新設）

（新設）

融庁長官の承認を受けている場合にあっては、当該承認に係る計算方法に基づき算出した割合を用いることができる。）を乗じて得た額（当該資産に係る通貨と非清算店頭デリバティブ取引に係る通貨とが異なる場合には、当該額に、当該時価に通貨に係る割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額を加えて得た額）を控除して得た額とする。

9 第一項第二十一号の五の規定は、同号イの規定により非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額を算出すべき時（以下この項において「基準時」という。）において次のいずれかに該当する取引については、適用しない。

一 取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者（外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して基準時における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額が三千億円以上であると見込まれる者を除く。）である場合における当該取引

二 信託勘定に属するものとして経理される取引（基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報（法第五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第百二十五条の七第二項第三号ロにおいて同じ。）又は取引情報（法第五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第百二十五条の七第二項第三号ロ

（新設）

において同じ。)の対象となつてゐるものに限る。)に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。)

三 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等(当該金融商品取引業者等を除く。)が当該取引の相手方となる場合における当該取引

四 当事者の一方又は双方が、次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引(ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。)

イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、登録金融機関である保険会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者(次項第四号イにおいて「取引情報作成対象業者」という。)以外の者

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで(基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引(清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつてゐるもの)に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。)に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者(イに掲げる者を除く。)

五 金融商品取引業者等について、外国の法令に準拠することその

他これに類する事情により第一項第二十一号の五に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合であつて金融庁長官が指定する場合における当該取引

第一項第二十一号の六の規定は、同号イの規定により潜在的損失等見積額を算出すべき時（以下この項において「基準時」という。）

）において次のいずれかに該当する取引については、適用しない。

一 取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者（外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、基準時における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額が三千億円以上であり、かつ、基準時における店頭デリバティブ取引（金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。））、外国金融商品取引清算機関又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。））、店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下この項において同じ。）又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業（同条第十七項に規定する商品取引債務引受業をいう。）と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。）及び先物外国為替取引に係る想定元本額の合計額（当該者に親会社等、子会社等又は親会社等の

（新設）

子会社等（当該者を除く。）があるときは、それらの者に係る金額を合計した額）が一兆一千億円以上であると見込まれる者を除く。）である場合における当該取引

二 信託勘定に属するものとして経理される取引（基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上であり、かつ、基準時の属する年の前年の六月から八月まで（基準時が十二月に属するときは、その年の六月から八月まで）の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引、店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関が債務を負担するものを除く。）及び先物外国為替取引に係る想定元本額の合計額の平均額が一兆一千億円以上である信託財産に係る取引を除く。）

三 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

四 当事者の一方又は双方が、次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引（ロ及びハに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

- イ 金融商品取引業者等のうち、取引情報作成対象業者以外の者
- ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四

月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつていないもの）に限り、信託財産に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

ハ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前年の六月から八月まで（基準時が十二月に属するときは、その年の六月から八月まで）の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引、店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関が債務を負担するものを除く。）及び先物外国為替取引に係る想定元本額の合計額（当該金融商品取引業者等に親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）があるときは、それらの者に係る金額を合計した額）の平均額が一兆一千億円未満である者（イ及びロに掲げる者を除く。）

五 金融商品取引業者等について、外国の法令に準拠することその他これに類する事情により第一項第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合であつて金融庁長官が指定する場合には、おける当該取引

（特定店頭デリバティブ取引）

第二百二十五条の七（略）

（特定店頭デリバティブ取引）

第二百二十五条の七（略）

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

一 (略)

二 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

三 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引

イ (略)

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつていないもの）に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）

四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

一 (略)

二 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この号において同じ。）、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

三 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引

イ (略)

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報（法第五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。）又は取引情報（法第五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。））の対象となつていないもの）に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）

四 (略)

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額からの控除)

第四百四十条の三 (略)

2 前条の規定による顧客ごとの額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算の約定をした基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第一項に規定する特定金融取引をいう。以下この項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。)について当該一括清算事由が生じた時における評価額(同法第二条第六項の評価額をいう。第四百四十三条の二第三項において同じ。)で当該顧客の評価損となるもの(当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。)があるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額からの控除)

第四百四十条の三 (略)

2 前条の規定による顧客ごとの額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)第二条第六項に規定する一括清算をいう。第四百四十三条の二第三項において同じ。)の約定をした基本契約書(同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。)に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由(同法第二条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。)が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引(同法第二条第一項に規定する特定金融取引をいう。以下この項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。)について当該一括清算事由が生じた時における評価額(同法第二条第六項の評価額をいう。第四百四十三条の二第三項において同じ。)で当該顧客の評価損となるもの(当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。)があるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除すること

とができる。